

# 牛久市農業委員会第26回総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月12日(火)午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員(13名)

会長 13番 山越 康義

委員	1番 吉田 功	2番 川村 隆一	3番 飯田 光夫
	4番 坪井 隆典	5番 村松 昇平	6番 澤田 臣男
	7番 平沢 克人	8番 山越 隼人	9番 花島 常雄
	10番 塚崎 光子	11番 藤田 文男	12番 中山 みつい

農地利用最適化推進委員(5名)

委員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局(3名)

事務局長 杉山 正光 事務局長補佐 近藤 絹 主事 稲本 誠一朗

4. 欠席委員 なし

5. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による賃借権設定許可について
議案第3号	農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について
議案第4号	現況証明願に対する地目の確認及び証明の交付について
議案第5号	牛久農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

## 6. 会議の概要

事務局	定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。
会 長	ただいまより第26回農業委員会総会を開会いたします。 出欠委員の報告であります。在任委員13名中、出席委員13名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。 次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	それでは、議事録署名者に、5番、村松昇平委員、6番、澤田臣男委員を指名いたします。 参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。 事務局は、杉山事務局長、近藤事務局長補佐、書記として稲本主事です。 それでは議事に入ります。 議案第1号から第6号まで一括上程いたします。なお、審議の都合上、議案第1号より審議いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。 第1項、女化町につきまして、申請者は農業経営規模拡大を目的に隣接する自己所有の畑と一体的に耕作するため、売買による所有権移転の許可申請をするものです。譲受人は市内在住の農業経営者であり、54年の農作業経験を有しており、農作業に従事する世帯員は2名、年間農業従事日数は280日で、申請地ではメロンを栽培予定です。農地取得の権利は有しております。以上です。
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
川村委員	令和7年8月1日、現況確認調査を、吉田会長職務代理、飯田委員、杉山局長、稲本主事と私で行いました。現地写真をご覧ください。 議案第1号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可についてです。  
第1項、岡見町につきまして、借受人は市内に事務所を置く法人で、令和7年4月1日以降、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定ができなくなったため、貸渡人の要望により、農地法第3条第1項による申請に変更して、賃借権の設定をするものです。農業従事者は2名、農作業経験は12年で、年間従事日数は150日です。営農作物は、果菜、ニンジン、ジャガイモなどとなっております。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

川村委員 議案第2号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第2号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可についてです。  
第1項、城中町につきまして、譲受人は広島県に本店を置く太陽光発電事業等を行う法人で、太陽光発電設備を設置するため農地転用の目的で所有権を移転するものです。太陽光発電設備の出力は、550W太陽光パネル180枚、パワーコンディショナーによる出力計算で49.5kWとなっており、非FITとして、事業者同士で締結した契約内容に基づき売電する計画となっております。取水・排水計画はなし、雨水は敷地内自然浸透の計画となっております。なお、用地取得及び整備工事等の資金については、すべて自己資金で賄う計画となっております。また、他法令について関係機関との協議は了しております。以上です。

会長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

川村委員 議案第3号第1項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が太陽光発電設備設置場であり、今回の申請について許可相当と思われます。

会長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

飯田委員 隣地は住宅地ですし、パネルの反射により暑いとの声もあり、地元の農業委員として、太陽光発電設備設置については反対いたします。

会長 他に質疑はございませんか。議案第3号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

過半数委員 異議なし。

会長 異議なし賛成多数と認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第4号、現況証明願に対する地目の確認及び証明の交付について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、現況証明願に対する地目の確認及び証明の交付についてです。  
県の事務処理要領では、原則として農業委員3人以上と事務局職員により現地確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについて、農業委員会総会で議決し、証明願に奥書証明を行い、交付することになっております。  
第1項、神谷につきまして、申請者から非農地証明願が提出された案件です。地目は畑となっており、申請書には現地の写真として、現況及び26年前の航空写真が添付されております。以上です。

会長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

川村委員 議案第4号第1項ですが、現在より約26年前、平成11年当時の国土地理院の航空写真では、遊休農地化しているようにも見えます。しかし現地は、原野化してはいるものの、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難とまでは言い難く、証明の範囲であるとは認められないと思われます。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 異議なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第4号については証明しないでもよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第4号は、証明しないことに決定いたします。  
続きまして、議案第5号、牛久市農業振興地域整備計画の変更について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、牛久市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取についてです。  
議案第5号の資料をご覧ください。岡見町の当該地は、農業経営基盤強化促進法で定める地域計画の区域に所在する農地で、その内331㎡につきまして、申請者から自己用住宅の建築を目的に地域計画除外申出書が提出され、第25回総会において、同法の規定によりお諮りし、承認の決議をいただいているところです。  
この承認に続いて、牛久市長から当該地について農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による「牛久市農業振興地域整備計画」にかかる農用地利用計画の一部を除外する変更についての意見照会が提出されました。  
申請者は現在市外に住んでおりますが、結婚を機に実家の近くに住み、親の介護をするため、当該地に自己用住宅を建築することを目的に農業振興地域から当該地を除外するものです。計画している住宅は木造2階建て1棟、115.11㎡、敷地規模は必要最小限とし、関係法令の事前協議は済ませております。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

中山委員 令和7年8月4日に現況確認調査を、農地パトロール時に事務局と一緒に行いました。現地写真をご覧ください。  
議案第5号第1項ですが、転用目的が自己用住宅であり、除外について異議なしと思われます。

会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	異議なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第5号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてです。 議案第6号の資料をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、牛久市長から提出された、農用地利用集積等促進計画案に対しまして、農業委員会が答申する意見について審議するものです。資料を1ページおめくりください。新規のもので、表1段目、賃貸借権設定10年以上が、畑6件、15,218㎡です。筆ごとの詳細については、次ページのとおりです。以上です。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	異議なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第6号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。
会 長	次に報告事項です。農地法第4条および第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出

に対する受理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。

会 長

本日の議事は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、第26回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。